

資 料

イギリス2006年会社法 (13)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

川 島 いづみ

中 村 信 男

本 間 美 奈 子

イギリス2006年会社法 (13)

第5編 社名
(A COMPANY'S NAME)

〔解 説〕

「第5編 社名」の主眼は、第三者の誤認を防ぐことにありとされる⁽¹⁾。イギリス会社法上の会社は、営利企業以外の一般法人を含む概念であるので、本稿では、a company's name を「商号」とせず、「社名」の訳語を当てている。なお、個人およびパートナーシップの商号 (business names) に関する規定は、後述の第41編に置かれている。

社名の選択については、法令に違反する名称や政府・地方公共団体等との関係を示唆する名称の使用禁止 (第53条・第54条)、その他の疑義ある用語・表現の使用禁止 (第56条) などの定めがある他、会社の類型または法形態を示す用語を付加することの強制とその免除 (第2章)、他の登記名称と同一の社名での登記の排除や社名の変更を指示する国務大臣の権限 (第67条・第68条) などが定められている。全体的に規定の内容は、商号に関するわが国の商法、会社法および商業登記法の規定と比べて詳細なものである。

第5編の条文の多くは、1985年会社法および1985年商号法 (the Business Names Act 1985, c. 7) の規定を踏襲または一部改正するものであるが、第69条ないし第74条は新設規定であり、のれんのある社名と類似する名称が会社により登記された場合に、異議を述べることのできる制度と、この異議を取り扱う社名審判員 (a company name adjudicator) の制度を導入している。社名審判員は、その判断により利益侵害的な名称であること等を認めると、社名の変更を命ずることができ、またこの決定に対する上訴の制度も設けられている。国務大臣にも、一定の場合に社名の変更を命ずる権限がある (第76条)。

(1) DTI, Explanatory notes on the Companies Act 2006 (2006), at para. 143.

第 5 章 (第 77 条ないし第 81 条) には、会社による社名変更手続に関する規定が置かれている。また、第 6 章 (第 82 条ないし第 85 条) では、事業上の特定の場合に、社名等の開示が要求される。

本編の規定のうち、第 69 条ないし第 74 条、および、第 6 章は、2008 年 10 月 1 日から、その他の規定は、2009 年 10 月 1 日からそれぞれ施行されている。

〔条 文〕

第 1 章 一般的要件 (GENERAL REQUIREMENTS)

禁止される名称 (Prohibited names)

第 53 条 禁止される名称 (Prohibited names)

会社は、国務大臣の見解により次に掲げる各号に該当するときは、当該名称で会社法に基づく登記をしてはならない。

- (a) 会社による当該名称の使用が法令違反となる場合、または
- (b) 当該社名の使用が、刑事罰の対象となる場合

疑義のある用語および表現 (Sensitive words and expressions)

第 54 条 政府または公的機関との関係を示唆する名称 (Name suggesting connection with government or public authority)

(1) 会社が、次の各号に掲げるものとの関係を伺わせる社名により本法に基づく登記を行うには、国務大臣の承認を必要とする。

- (a) 連合王国政府、および、スコットランド行政府 (the Scottish administration)、ウェールズ地方政府 (the Welsh Assembly Government) または北アイルランドにおける政府の部局
- (b) 地方機関 (a local authority)、または
- (c) 本条の適用について国務大臣の作成する規則により特定された公的機関

(2) 本条の適用について、「地方機関」とは、次の各号に掲げるものをいい、「公的機関 (public authority)」⁽²⁾ には公的性格の機能を果たすものまたは団体を含む。

- (a) 1972 年地方政府法 (the Local Government Act 1972 (c. 70)) の意味における地方機関、ロンドン市議会 (the Common Council) またはシリ－諸島議会
- (b) 1994 年地方政府等 (スコットランド) に関する法律 (the Local Government etc. (Scotland) Act 1994 (c. 39)) 第 2 条の下で設置された地方議会
- (c) 北アイルランドの地方議会

-
- (2) ここにいう公的機関は、the Company, Limited Liability Partnership and Business Names (Public Authorities) Regulations 2009 (SI 2009/2982) により、特定されている。

(3) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

第55条 その他の疑義ある用語または表現 (Other sensitive words or expressions)

(1) 会社が、本条に基づき国務大臣が制定する規則⁽³⁾において当面特定される用語または表現を含む社名により本法に基づく登記を行うには、国務大臣の承認を必要とする。

(2) 本条に基づく規則は、事後の承認 (approval after being made) に服する。

第56条 政府部局またはその他の団体からの意見聴取義務 (Duty to seek comments of government department or other specified body)

(1) 国務大臣は、次の各号に掲げる条文に基づく規則により、当該条文に定める国務大臣の承認に対する申請について、申請人に対し、特定の政府部局またはその他の団体の意見を聴取するよう要求することができる。

(a) 第54条 (政府または公的機関との関係を示唆する名称)、または、

(b) 第55条 (その他の疑義ある用語または表現)

(2) 前項の要求がある場合、申請人は特定の政府部局またはその他の団体に対し、(書面により) 当該社名に異議があるか否か (および異議がある場合はその理由) を示すよう依頼しなければならない。

(3) 本条に基づく依頼が本法に基づく会社登記の申請に関してなされるときは、申請は、次に掲げる各号によらなければならない。

(a) 本条に基づく依頼を行った旨の付記、および、

(b) 受領した回答の写しの添付

(4) 本条に基づく依頼が本法に基づく会社の名称変更に関してなされるときは、登記官に対する名称変更の通知には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

(a) 本条に基づく依頼を行った旨の当該会社の取締役または会社秘書役が作成する書面、および、

(b) 受領した回答の写し

(5) 本条において「特定の」とは、当該規則において特定することを意味する。

使用できる文字等 (Permitted characters etc)

第57条 使用できる文字等 (Permitted characters etc)

(1) 国務大臣は、次の各号に掲げる事項について、規則⁽⁴⁾により定めることができる。

(3) 本条項に基づき、the Company, Limited Liability Partnership and Business Names (Sensitive Words and Expressions) Regulations 2009 (SI 2009/2615) が制定されている。

(4) The Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009 (SI 2009/1085) が制定されており、使用できる文字をローマ字のアルファベットと 0 から 9 までのアラビア数字とし、基本的な発音記号、通貨

- (a) 本法に基づき登記される社名において使用することのできる字またはその他の文字、(アクセントおよびその他の発音記号を含む) 符号または記号、および、句読点、ならびに、
- (b) 登記のための社名の標準的なスタイルまたは様式の特定
- (2) 前項の規則は、特定の位置(特に、社名の初め)に特定の文字、符号または記号を使用することを禁止することができる。
- (3) 会社は、本条に基づく規則に従い禁止されるもので構成される社名、または、これを含む社名によって、本法の下での登記を行うことができない。
- (4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。
- (5) 本条にいう「特定の」とは、当該規則において特定することを意味する。

第 2 章 会社の類型または法形態を示す用語 (INDICATIONS OF COMPANY TYPE OR LEGAL FORM)

有限責任会社の名称の要件 (Required indications for limited companies)

第58条 有限責任公開会社 (Public limited companies)

- (1) 公開会社である有限責任会社の社名の末尾は、「public limited company」または「p. l. c.」としなければならない。
- (2) ウェールズの会社である場合には、その社名の末尾は、代わりに、「cwmni cyfyngedig cyhoeddus」または「c. c. c.」とすることができる。
- (3) 本条は、コミュニティー利益会社には適用されない(ただし、2004年会社(監査、調査およびコミュニティー企業)法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第33条第3項および第4項を参照)。

第59条 有限責任私会社 (Private limited companies)

- (1) 私会社である有限責任会社の社名の末尾は、「limited」または「ltd」とししなければならない。
- (2) ウェールズの会社である場合には、その社名の末尾は、代わりに、「cyfyngedig」または「cyf」とすることができる。
- (3) 一定の会社は前2項の適用を免除される(参照、第60条)。
- (4) 本条は、コミュニティー利益会社には適用されない(ただし、2004年会社(監査、調査およびコミュニティー企業)法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第33条第3項および第4項を参照)。

第60条 「limited」の使用に関する要件の免除 (Exemption from requirement as to use of 'limited')

- (1) 私会社は、次の各号に掲げる場合には、第59条(社名の末尾を「limited」ま

記号 (£, \$, € および ¥), 記号「&」, 名称の最初の 3 文字を除いて「*」, 「=」, 「#」および「%」, ならびに「+」の使用を認めるなどの規定を置いている。

たは「ltd」としなければならないとの要件)の適用を免除される⁽⁵⁾。

(a) チャリティー団体である場合

(b) 国務大臣の規則⁽⁶⁾により当該条項の適用を免れる場合、または、

(c) 第61条もしくは第62条に定める要件を満たす場合

(2) 登記官は、有限責任私会社が「limited」という用語を含まない社名で登記することを、当該会社が適用免除要件を満たす旨の書面を登記官に提出する場合を除いて、拒絶することができる。

(3) 登記官は、前項の書面をそこに記載された事項に関する十分な証拠として受領することができる。

(4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第61条 既存の免除の継続：株式有限責任会社 (Continuation of existing exemption: companies limited by shares)

(1) 本条は、次に掲げる各号に該当する株式有限責任私会社に適用される。

(a) 1982年2月25日において、(i) イギリスで登記されており、かつ、(ii) 1948年会社法第19条（またはこれに相当する先行立法）に基づく免許によって、「limited」またはその他の許された代替用語を含まない社名を有すること、または

(b) 1983年6月30日において、(i) 北アイルランドにおいて登記されており、かつ、(ii) 1960年会社法（北アイルランド）(the Companies Act (Northern Ireland) 1960 (c. 22 (N. I.))) 第19条（またはこれに相当する先行立法）に基づく免許によって、「limited」またはその他の許された代替用語を含まない社名を有すること

(2) 本条が適用される会社は、次に掲げる各号に該当するときは、第60条（社名の末尾を「limited」または「ltd」としなければならないとの要件）の適用を免除される。

(a) 下記の2つの条件を満たしつづけること、および、

(b) その社名を変更しないこと

(3) 第1の条件は、当該会社の目的が、商業、技芸、科学、教育、宗教、慈善、もしくは、何らかの専門職の振興であり、または、これらの目的に付随しまたはこれに資することである。

(4) 第2の条件は、当該会社の定款が、次の各号に掲げるものであることである。

(a) その所得を会社の目的の振興に充ててを求めていること、

(5) 適用免除の主な目的は、私会社がいわゆる営利企業に限られないところから、会社の名称によって「limited」という用語の商事的な含意が伝わらないようにするためとされる。J. Bird (ed.), *Annotated Companies Legislation* (2010), at p. 79.

(6) The Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009 (SI 2009/1085) が制定されている。

- (b) 社員に対する配当の支払または資本の払戻しを禁止すること、および、
- (c) 当該定款規定がなければ社員が一般的に利用できる全ての資産が、解散の際に、(i) 当該会社と類似の目的を有する他の団体、または、(ii) 慈善の振興およびそれに付随しもしくはそれに資することを目的とする他の団体に（当該団体が当該会社の社員であると否とを問わず）、譲渡されることを要求すること

第62条 既存の免除の継続：保証有限責任会社 (Continuation of existing exemption: companies limited by guarantee)

(1) 保証有限責任私会社は、本編の施行直前に次に掲げる各号に該当するときは、下記の2つの条件を満たしその社名を変更しない限りにおいて、第59条（社名の末尾を「limited」または「ltd」としなければならないとの要件）の適用を免除される。

(a) 1985年会社法第30条または1986年会社（北アイルランド）令（the Companies (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1032 (N. I. 6)））第40条により、「limited」またはその他の許された代替用語を含む社名の使用要件を免除されたこと、および、

(b) 「limited」またはその他の許された代替用語を含まない社名を有していたこと

(2) 第1の条件は、当該会社の目的が、商業、技芸、科学、教育、宗教、慈善、もしくは、何らかの専門職の振興であり、または、これらの目的に付随しもしくはこれに資することであることである。

(3) 第2の条件は、当該会社の定款が、次の各号に掲げるものであることである。

(a) その所得を会社の目的の振興に充てることを求めていること、

(b) 社員に対する配当の支払を禁止すること、および、

(c) 当該定款規定がなければ社員が一般的に利用できる全ての資産が、解散の際に、(i) 当該会社と類似の目的を有する他の団体、または、(ii) 慈善の振興およびそれに付随しもしくはそれに資することを目的とする他の団体に（当該団体が当該会社の社員であると否とを問わず）、譲渡されることを要求すること

第63条 免除会社：定款規定の変更制限 (Exempt company: restrictions on amendment of articles)

(1) 私会社は、次の各号に掲げる場合には、定款を変更して当該条項に基づく免除条件の遵守をやめてはならない。

(a) 第61条または第62条に基づき、その社名の一部に「limited」またはその他の許された代替用語を使用する要件を免除されている場合で、かつ

(b) その社名に「limited」またはその他の許された代替用語を含んでいない場合

(2) 本条第1項に違反するときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。影の取締役は、本項の適用について、会社の役員と扱われる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務解怠のある当該会社の全ての役員

(3) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル5を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル5

の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(4) 本条の施行直前に次に掲げる各号に該当するときは、第(b)号にいう規定、および、係る規定を要求する第61条第1項第(a)号(ii)もしくは第(b)号(ii)にいう免許の条件は、当該条項が他の立法によりもしくは他の立法の下で要求されるときまたはその限度を除いて、効力を失う。

(a) 会社が1985年会社法第30条または1986年会社(北アイルランド)令(the Companies (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1032 (N. I. 6))) 第40条により、「limited」(または他の許された代替用語)を含む社名の使用要件を免除されたこと、および、

(b) 会社の基本定款または附属定款に、(i) 商務省(the Board of Trade)または北アイルランド省(または他の省庁もしくは大臣)、または、(ii) チャリティ委員会(the Charity Commission)の承認なしにこれを変更できない旨の規定が設けられていたこと

(5) 従来会社の基本定款に設けられていた第4項第(b)号にいう規定は、適切な承認を得て、1985年会社法第17条または1986年会社(北アイルランド)令(the Companies (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1032 (N. I. 6))) 第28条(またはこれに相当する先行立法)に基づき、変更または削除することができたことを、本項において確認する。

第64条 免除資格を失う会社に対し社名の変更を指示する権限 (Power to direct change of name in case of company ceasing to be entitled to exemption)

(1) 国務大臣は、社名に「limited」または他の許された代替用語を含まない会社が次に掲げる各号に該当すると思量するときは、当該会社に対し、末尾に「limited」または他の許された代替用語を含む社名への変更を指示することができる。

(a) 第61条第3項もしくは第62条第2項に定める目的の振興以外の事業を営んでいること、または、

(b) (会社の目的および定款規定に条件を課す) 第61条もしくは第62条の会社の場合に、(i) 第61条第3項もしくは第62条第2項にいう目的の振興以外の事業を営んでいること、または、(ii) 第61条第4項第(a)号もしくは第(b)号または第62条第3項第(a)号もしくは第(b)号が要求する規定と一致しない行為をしていること

(2) 前項の指示は、書面により、かつ、当該会社が社名を変更すべき期限を明示しなければならない。

(3) 本条に基づく指示を遵守するための社名の変更は、取締役(the directors)の決定によって行うことができる。ただし、社名を変更する他の方法を妨げるものではない。

(4) 第3項に従い取締役の決定が成立するときは、会社は、登記官に対して社名の変更を通知しなければならない。

(5) 会社が本条に基づく指示を遵守しないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務懈怠のある当該会社の全ての役員
- (6) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル5を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル5の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。
- (7) 本条に基づき名称の変更を指示された会社は、以後、国務大臣の承認がなければ、「limited」または他の許された代替用語を含まない名称にその社名を変更することはできない。

第65条 会社の類型または法形態を示す用語の不適切な使用 (Inappropriate use of indications of company type or legal form)

(1) 国務大臣は、次の各号に掲げるような特定の用語、表現または文字等を社名に使用することを禁止する規則⁽⁷⁾を制定することができる。

- (a) 特定の会社の類型もしくは組織の形態と結びつく用語、表現または文字等、または、
 - (b) 特定の会社の類型もしくは組織の形態と結びつく用語、表現または文字等と類似する用語、表現または文字等
- (2) 前項の規則は、次の各号に掲げるような用語、表現または文字等の使用を禁止することができる。
- (a) 社名の特定の位置、または、特定の位置以外の位置
 - (b) 特定の他の用語、表現もしくは文字等との結合、または、不結合
- (3) 会社は、本条に基づく規則によって禁止される用語等からなる社名またはこれを含む社名により、本法に基づく登記をすることはできない。
- (4) 本条において「特定の」とは、本条に基づく規則で特定されることを意味する。
- (5) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第3章 他の社名との類似 (SIMILARITY TO OTHER NAMES)

登記官インデクスにおける他の社名との類似 (Similarity to other name on registrar's index)

第66条 インデクスの他の社名と同一でない名称 (Name not to be the same as another in the index)

(1) 会社は、社名に関する登記官インデクスに登録された他の社名と同一の名称によって、本法に基づく登記を行うことができない。

(7) The Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009 (SI 2009/1085) が制定されており、名称の末尾以外での「plc」等の使用禁止、「limited partnership」、「limited liability partnership」、「open-ended investment company」の使用禁止などが定められている。

- (2) 国務大臣は、本条を補完する規則⁽⁸⁾を制定することができる。
- (3) 前項の規則には、次の各号に掲げる事項に関する規定を設けることができる。
 - (a) 無視されるべき用語等、および、
 - (b) 本条の適用について、同一とみなされる用語、表現、符号もしくは記号、または、同一とみなされない用語、表現、符号もしくは記号
- (4) 第2項の規則は、次の各号に掲げる旨を規定することができる。
 - (a) 本条の下で禁止されるべき社名による登記が、(i) 特定の状況において、または、(ii) 特定の同意があるときは、許容されること、および、
 - (b) 社名の登記の際に、前号の状況に当たり、または、前号の同意を得られるときは、事後の状況の変化または同意の撤回が当該登記に影響を与えないこと
- (5) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。
- (6) 本条において「特定の」とは、本条に基づく規則で特定されることを意味する。

第67条 既存名称と類似する社名の変更を指示する権限 (Power to direct change of name in case of similarity to existing name)

- (1) 国務大臣は、登記された社名が、次の各号に掲げる社名と同一であり、または、類似すると思われるときは、その社名の変更を指示することができる。
 - (a) 社名の登記官インデックスに登録の時点で存在する社名、または、
 - (b) 当該時点で当該インデックスに存在するはずであった社名
- (2) 国務大臣は、本条を補完する規則⁽⁹⁾を制定することができる。
- (3) 前項の規則には、次の各号に掲げる事項に関する規定を設けることができる。
 - (a) 無視されるべき用語等、および
 - (b) 本条の適用について、同一とみなされる用語、表現、符号もしくは記号、または、同一とみなされない用語、表現、符号もしくは記号
- (4) 第2項の規則は、次の各号に掲げる旨を規定することができる。
 - (a) ある社名について (i) 特定の状況において、または、(ii) 特定の同意が得られるときは、本条に基づく指示はなされないこと、および、
 - (b) 事後の状況の変化または同意の撤回は、本条に基づく指示の根拠とならないこと
- (5) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。
- (6) 本条において「特定の」とは、本条に基づく規則で特定されることを意味する。

(8) The Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009 (SI 2009/1085) が制定され、たとえば、第3項第(a)号について、「limited」や「plc」、最初の「the」、末尾の「Company」や「Co」が無視される用語等として定められている。

(9) 本条項に基づく規則は定められていないが、第66条に基づく規則により判断できると説明されている。J. Birds, *supra* note 5, at p. 88.

第68条 社名変更の指示：補則 (Direction to change name: supplementary provisions)

(1) 以下の定めは、第67条（既存社名と類似する社名の変更を指示する権限）に基づく指示に関して効力を有する。

(2) 第67条の指示は、次に掲げる各号によらなければならない。

(a) 当該社名で会社の登記がされたときから12ヶ月以内になされること、かつ、

(b) 当該会社が社名を変更する期限を特定すること。

(3) 国務大臣は、事後の指示により、前項の期限を伸長することができるが、係る指示は、特定された期限内になされなければならない。

(4) 第67条または本条に基づく指示は、書面でなされなければならない。

(5) 会社が指示を遵守しないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。影の取締役は、本項の適用について、会社の役員と扱われる。

(a) 当該会社、および

(b) 任務懈怠のある当該会社の全ての役員

(6) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

のれんのある社名との類似 (Similarity to other name in which person has goodwill)

第69条 登記された社名に対する異議 (Objection to company's registered name)

(1) 申請人は、次の各号に掲げることを理由として、会社の登記された社名に異議を述べることができる⁽¹⁰⁾。

(a) 当該社名が、申請人がのれん (goodwill) を有する社名と同一であること、または、

(b) 当該社名が、連合王国において当該会社と申請人との結び付きを誤認させるに十分な程度に、申請人がのれんを有する社名と類似していること

(2) 前項の異議は、社名審判員 (a company names adjudicator) に対する申請によりなされなければならない。

(3) 当該会社は、前項の申請において主たる被告 (respondent) となる。当該会社の社員または取締役は、被告としてこれに参加することができる。

(4) 第1項第(a)号または第(b)号の理由が立証されるときは、被告は次の各号に掲げる事項を証明しなければならない。いずれの事項も証明されないときは、異議が認められる。

(a) 当該社名が、申請人がのれんを有すると証明する活動の開始前に、登記されたこと、

(b) 当該会社が、(i) 当該社名により運営されていること、(ii) 当該社名によ

(10) 既に本条に基づき、the Coca-Cola Company からの Coke Cola Ltd に対する異議申請について、最初の決定が下されているとのことである。J. Birds, *supra* note 5, at p. 91.

- る運営を企図して、その準備のためにかなりの費用を負担していること、または、(iii) かつてその社名により運営しており、現在休眠中であること、
- (c) 当該社名が会社の事業を創設する通常の過程において登記され、かつ、当該会社について、当該事業の標準的な条件に基づき申請人への売却が可能であること、
- (d) 当該社名が誠実に選択されたこと、または、
- (e) 申請人の利益に対して、重大な悪影響が生じていないこと、
- (5) 第4項第(a)号ないし第(c)号のいずれかが立証される場合でも、申請人が、当該社名を登記する被告の主たる目的が申請人からの金銭の取得または当該名称による登記の阻止であることを示すときは、異議が認められるものとする。
- (6) 第4項または第5項の下で異議が認められないときは、申請は棄却される。
- (7) 本条において「のれん」には、あらゆる種類の評判を含む。

第70条 社名審判員 (Company names adjudicators)

- (1) 国務大臣は、社名審判員⁽¹¹⁾を選任するものとする。
- (2) 選任される者は、選任に適する法律上またはその他の経験を有すると国務大臣が判断した者でなければならない。
- (3) 社名審判員は、次に掲げる各号によるものとする。
- (a) 選任期間に応じてその地位を有する。
- (b) 任期満了時には再任を妨げない。
- (c) 国務大臣に対する書面の意思表示により、いつでも辞任できる。
- (d) 能力の欠缺または不当執行を理由として、国務大臣により解任されうる。
- (4) 社名審判員のうち1名は、主任審判員 (Chief Adjudicator) に選任されるものとする。主任審判員は、国務大臣の命ずる職務を遂行する。
- (5) 他の審判員は、主任審判員の定める義務を履行するものとする。
- (6) 国務大臣は、次の各号に掲げることを行うことができる。
- (a) 審判員のためのスタッフの選任
- (b) 審判員およびそのスタッフに対する報酬の支払い
- (c) 審判員の職務執行に関して生ずるその他の費用の支払い
- (d) 審判員を終任した者に対する補償

第71条 手続規定 (Procedural rules)

- (1) 国務大臣は、社名審判員による手続について規則を設けることができる⁽¹²⁾。

(11) 社名審判所 (Company Names Tribunal) の審判員に選任されているのは、目下のところ、連合王国知財局 (the UK Intellectual Property Office) (従来のパテント局) の商標審判員 (trade mark adjudicators) であり、各地の知財局において審判が行われているとのことである。J. Birds, *supra* note 5, at p. 93.

(12) 本条項に基づいて、the Company Names Adjudicator Rules 2008 (SI 2008/1738) が制定されている。

(2) 前項の規則は、とりわけ、次の各号に掲げる事項について定めることができる。

- (a) 申請がなされる方法、ならびに、申請書その他の文書の様式および内容
- (b) 負担すべき費用
- (c) 文書の送達および送達懈怠の効果
- (d) 証拠が提供される様式および方法
- (e) 審判が求められる状況およびこれを不要とする状況
- (f) 複数の審判員によって審理が行われるべき事案
- (g) 当該手続に関して時間的な制限の設定（ならびに制限を徒過した場合における制限の延長許可）
- (h) (i) 手続の濫用、勝訴の見込みのないことまたは誤解を理由とし、または、
(ii) 規則の不遵守により、審判員が申請を却下できること
- (i) 費用の担保を命ずる権限の付与
- (j) 手続が公開で行われる範囲
- (k) 一方当事者による他方当事者の費用の負担、および、係る費用に対する課税上の扱い

(3) 第1項の規則は、主任審判員に対し、当該規則の規定の対象となりうる項目を決定する権限を与えることができる。

(4) 本条に基づく規則は、政省令として制定され、議会のいずれかの院の決議に従って取消に服する (subject to annulment)。

第72条 審判員の決定の公開 (Decision of adjudicator to be made available to public)

(1) 社名審判員は、第69条に基づく申請に対する決定から90日以内に、その決定および理由を公開しなければならない。

(2) 前項の公開は、ウェブサイトまたは審判員が適当と思量するその他の手段によって行うことができる⁽¹³⁾。

第73条 社名変更命令 (Order requiring name to be changed)

(1) 第69条に基づく申請が認容されるときは、審判員は次の各号に掲げる命令を下すことができる。

- (a) 被告会社に対し、利益侵害的な名称に当たらない社名への変更を求める命令、および、
- (b) 全ての被告に対して、(i) 当該変更を行いまたはこれを容易にする権限の範囲内において取り得る全ての手段をとること、および、(ii) 利益侵害的な名称に当たる社名で他の会社が登記される結果となるような手段を講じまたはこれを許容することのないよう求める命令

(2) 「利益侵害的な名称」とは、申請人がのれんを有すると主張する申請人と関連

(13) 現在は、連合王国知財局のホームページ <<http://www.ipo.gov.uk/cna.htm>> において公開されている。

のある社名と類似性を有するために、次に掲げる各号に該当する社名を意味する。

(a) 第67条(名称変更を指示する登記官の権限)に基づく指示の対象となる蓋然性のある社名、および、

(b) 将来、第69条に基づく申請が提起される蓋然性のある社名

(3) 第1項の命令は、被告会社の社名が変更されるべき期限を特定し、次の各号に定めるように執行することができる。

(a) イングランドおよびウェールズまたは北アイルランドでは、高等法院(the High Court)の命令と同様の方法、または、

(b) スコットランドでは、控訴裁判所(the Court of Session)の判決(decree)と同様の方法

(4) 特定された期限までに命令に従って被告会社の社名が変更されないときは、審判員は当該会社の新たな社名を決定することができる。

(5) 審判員は、被告会社の新たな社名を決定するときは、その決定を次の各号に掲げる者に通知しなければならない。

(a) 申請人、(b) 被告、および、(c) 登記官

(6) 本条の適用において、社名は、第81条第1項に従い変更の効力が生じたとき(新たな設立証書の発行のとき)に変更される。

第74条 審判員の決定に対する上訴 (Appeal from adjudicator's decision)

(1) 第69条に基づく申請を認容しまたは棄却する社名審判員の決定に対する上訴は、裁判所に対して行われる。

(2) 申請を認容する決定に対する上訴の通知は、審判員の命令において特定された被告会社の社名変更期限までに、発せられなければならない。

(3) 申請を認容する決定に対する上訴の通知がなされるときは、審判員の命令の効力は停止される。

(4) 裁判所は、上訴において次の各号に掲げる判断をするときは審判員の命令が遵守されるべき期日を特定し、当該事案を審判員に差し戻し、または、審判員がなすべきであった命令を下すことができる。

(a) 申請を認容した審判員の決定を支持する判断、または、

(b) 申請を斥けた審判員の決定を覆す判断

(5) 裁判所は、当該会社の新たな社名を定めるときは、当該決定を次の各号に掲げる者に通知しなければならない。

(a) 上訴の当事者、および、(b) 登記官

第4章 国務大臣のその他の権限

(OTHER POWERS OF THE SECRETARY OF STATE)

第75条 誤導的な情報等に関する規定 (Provision of misleading information etc)

(1) 国務大臣は、次の各号に該当するときは社名の変更を会社に指示することができる。

- (a) 特定の社名での会社の登記を目的として誤導的な情報が提供されたとみられるとき、または、
 - (b) 特定の社名での会社の登記を目的として約束または保証がなされたが、それが履行されなかったとみられるとき
 - (2) 本条に基づく指示は、次に掲げる各号によらなければならない。
 - (a) 当該社名による会社の登記から 5 年以内に発せられること、および
 - (b) 当該社名を変更すべき期限を特定すること
 - (3) 国務大臣は、事後の指示によって、社名の変更期限を伸長することができるが、係る指示は、当初特定された期限の満了前になされなければならない。
 - (4) 本条に基づく指示は、書面によってなされなければならない。
 - (5) 会社が本条に基づく指示を遵守しないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。影の取締役は、本項の適用について、会社の役員と扱われる。
 - (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務解怠のある当該会社の全ての役員
 - (6) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。
- 第76条 活動について誤認を与える社名 (Misleading indication of activities)**
- (1) 国務大臣は、会社の登記社名がその活動の性質について誤解を与え公衆に害を及ぼすおそれがあると思量するときは、当該会社に対し社名の変更を指示することができる。
 - (2) 前項の指示は、書面によってなされなければならない。
 - (3) 第 1 項の指示は、指示の日から 6 ヶ月以内、または、国務大臣が適当と考えるこれより長い期限内に遵守されなければならない。ただし、以下の規定に基づき裁判所に対して適法な申請がなされるときは、この限りでない。
 - (4) 当該会社は、裁判所に対して、当該指示を無効とするよう求める申請を提起することができる。申請は、指示の日から 3 週間以内に提起されなければならない。
 - (5) 裁判所は、指示を無効とし、またはこれを確認することができる。指示を確認するときは、裁判所は、指示が遵守されるべき期限を特定するものとする。
 - (6) 会社が本条に基づく指示を遵守しないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。影の取締役は、本項の適用について、会社の役員と扱われる。
 - (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務解怠のある当該会社の全ての役員
 - (7) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第 5 章 社名の変更 (CHANGE OF NAME)

第77条 社名の変更 (Change of name)

- (1) 会社は、次の各号に掲げる方法により、社名を変更することができる。
 - (a) 特別決議（第78条参照）、または、
 - (b) 会社の定款等で定めるその他の方法（第79条参照）
- (2) 社名は、次の各号に掲げる方法によっても、変更されうる。
 - (a) 第64条（当該条項に基づく国務大臣の指示を遵守する名称変更）に基づいて行為する取締役（the directors）の決議、
 - (b) 第73条（社名に対する異議に関する社名審判員の命令）に基づく命令
 - (c) 第74条（社名審判員の決定に対する上訴）に基づく裁判所による新社名の決定
 - (d) 第1033条（回復登記における社名）に基づく方法

第78条 特別決議による社名の変更（Change of name by special resolution）

- (1) 社名の変更が会社の特別決議により決定されたときは、当該会社は、登記官に通知をしなければならない。登記官への通知には、当該決議の写しを添付しなければならない。
- (2) 特別決議による社名の変更が、一定の事項が生ずることを停止条件とするときは、登記官に対する通知には、次の各号に掲げることを記載しなければならない。
 - (a) 当該変更が条件付であること、および、
 - (b) 条件とされた事項が既に生じたか否か
- (3) 第1項の通知に条件とされた事項がまだ生じていない旨を記載するときは、次に掲げる各号によらなければならない。
 - (a) 更なる通知があるまで、登記官は第80条に基づく行為（登記および新たな設立証書の発行）を要求されない。
 - (b) 当該事項が生じたときは、会社は登記官にその旨を通知しなければならない。
 - (c) 登記官は、通知の記載を、記載された事実の十分な証拠として扱うことができる。

第79条⁽¹⁴⁾ 会社の定款に定める方法による社名の変更（Change of name by means provided in company's articles）

- (1) 社名が、第78条に定める方法以外の定款に定める方法によって変更されたときは、次に掲げる各号による。
 - (a) 会社は、登記官に通知を発しなればならず、かつ、
 - (b) 通知には、会社の定款に定める方法によって社名の変更がなされた旨を記載しなければならない。
- (2) 登記官は、前項第(b)号の記載を記載された事実の十分な証拠とすることができる。

第80条 社名の変更：登記および新たな設立証書の発行（Change of name: registration and issue of new certificate of incorporation）

- (1) 本条は、登記官が社名の変更の通知を受領する場合に適用される。

(14) 本条は、2006年会社法による新設規定である。

(2) 登記官は、次の各号に掲げることを確認するときは、従前の社名に変えて新たな社名を登記簿に登録しなければならない。

- (a) 新たな社名が本編の要件を遵守していること、および、
- (b) 会社法の要件および定款の関連する要件が、社名の変更について遵守されていること

(3) 登記官は、新たな社名を登記するときは、当該状況に応じて変更された設立証書を発行しなければならない。

第81条 社名の変更：効力 (Change of name: effect)

- (1) 社名の変更は、新たな設立証書が発行された日に効力を有する。
- (2) 前項の変更は、当該会社の権利または義務に何らの影響を与えず、当該会社による法的手続または当該会社に対する法的手続の瑕疵となるものではない。
- (3) 従前の社名で係属しまたは開始された法的手続は、新たな社名で係属しまたは開始することができる。

第6章 取引上の開示 (TRADING DISCLOSURES)

第82条 社名等を開示する要件 (Requirement to disclose company name etc)

(1) 国務大臣は、規則により⁽¹⁵⁾、次の各号に掲げることを会社に要求することができる。

- (a) 特定の場所に特定の情報を掲示すること
- (b) 特定の文書または情報伝達手段に、特定の情報を記載すること、および、
- (c) 事業の過程において取引対象者に対し求めに応じて特定の情報を提供すること

(2) 前項の規則は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (a) 全ての場合に、当該会社の社名の開示を要求しなければならない、かつ、
- (b) 特定の情報が掲示され、記述されまたは提供される方法について規定を設けることができる。

(3) 第1項の規則は、社名を開示すべき要件について、当該社名の一部とすべき語または用語と、当該語または用語の許容される略語との間の相違が無視される旨を定めることができる。

(4) 本条において「特定の」とは、規則において特定されることを意味する。

(5) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

第83条 開示の懈怠に関する民事上の効果 (Civil consequences of failure to make required disclosure)

(1) 本条は、第82条 (社名等を開示する要件) が適用される会社が、事業の過程で

(15) 本条に基づき、the Companies (Trading Disclosures) Regulations 2008 (SI 2008/495) が制定され、開示の媒体が、e メールや会社のホームページに拡大されている。

締結した契約から生ずる権利を行使するために提起した法的手続において、当該会社が契約締結の時点で同条の規定に違反したことについて、適用される。

(2) 前項にいう法的手続は、当該手続の被告が次の各号に掲げることを立証するとき、却下されるものとする。ただし、当該法的手続の係属する裁判所が、当該手続の継続を許容することが正当かつ衡平であると認める場合は、この限りでない。

(a) 被告が、原告に対して、原告の当該規則違反の故に当該契約の履行を請求することができない旨の主張を有すること、または、

(b) 被告が、原告の当該規則違反を理由に当該契約に関して金銭的損害を被っていること

(3) 本条は、他の者に対して有する権利を行使するために提起した手続において、その者の権利に影響を与えるものではない。

第84条 開示の懈怠に関する刑事上の効果 (Criminal consequences of failure to make required disclosure)

(1) 第82条に基づく規則は、次の各号に掲げる旨を定めることができる。

(a) 合理的な理由なしに、会社が同条項に基づく規則において特定する要件の遵守を怠るときは、(i) 当該会社、および、(ii) 任務懈怠のある当該会社の全ての役員が有罪となる。

(b) 有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(2) 第82条に基づく規則は、第1項に基づいて定める規則の適用において、影の取締役は会社の役員として扱われる旨を定めることができる。

(3) 第1項第(a)号にいう「特定する」とは、規則において特定することを意味する。

第85条⁽¹⁶⁾ 名称の様式における無視しうる微細な相違 (Minor variations in form of name to be left out of account)

(1) 本章の適用においては、次の各号に掲げる相違は、それのみによって異なる社名であると現実を受け取られるおそれのない場合には、社名について無視することができる。

(a) 大文字が使われているか小文字が使われているか（またはそれらの組み合わせ）

(b) 発音区別符号または句読点が存在するか否か

(c) 当該社名が、登記について第57条第1項第(b)号の下で特定されたのと同じの様式またはスタイルであるか否か

(2) 前項の規定は、特定の文字、発音区別符号または句読点のみを許容する第57条第1項第(a)号に基づく規則の適用に影響を与えるものではない。

(川島いづみ)

(16) 本条は、2006年会社法による新設規定である。

第 6 編 会社の登記事務所 (A COMPANY'S REGISTERED OFFICE)

〔解 説〕

2006年会社法第 6 編はわずか 3 カ条からなる。そのうち第86条は、すべての会社が、あらゆる通信・通知の宛先とすることができる登記営業所を常設すべき義務を規定し、第87条はその営業所の変更手続き等を定める。これに対し、第88条は、ウェールズ内に登記営業所が置かれているウェールズ会社 (Welsh company) の意義と、当該営業所の所在地として登記上にイングランド・ウェールズ (England and Wales) との記載のある場合にこれをウェールズへと修正するための手続きおよびその逆の修正の手続きを定めるものである。第86条と第87条は、有限責任パートナーシップ (limited liability partnership) と特別会社 (unregistered company)⁽¹⁾ に準用され⁽²⁾、第88条は有限責任パートナーシップに準用される⁽³⁾。

第 6 編は、2009年10月 1 日から施行されている⁽⁴⁾。

-
- (1) 特別会社 (unregistered company) は、一般会社法上の会社 (registered company) に対する概念であり、2009年特別会社規則 (the Unregistered Companies Regulations 2009 (S. I. 2009/2436)) の第 2 条第 a 号によれば、連合王国内で設立され、主たる営業所を連合王国内に有する法人であって、同号に掲げる法人または会社のいずれにも該当しないものをいう。
 - (2) 2009年有限責任パートナーシップ (2006年会社法準用) 規則 (the Limited Liability Partnership (Application of Companies Act 2006) Regulations 2009 (S. I. 2009/1804)) 第 2 条・第16条、2009年特別会社規則第 3 条乃至第 5 条および附則 1 第 5 条。
 - (3) 2009年有限責任パートナーシップ (2006年会社法準用) 規則第 2 条・第17条。
 - (4) S. I. 2008/2860第 3 条第 f 項。Palmer's Company Law : Annotated Guide to the Companies Act 2006, 2nd ed., 2009, pp. 124-125.

〔条 文〕

第 6 編 会社の登記営業所 (A Company's Registered Office)
通 則 (General)

第86条 会社の登記営業所 (A company's registered office)⁽⁵⁾

会社は、あらゆる通信 (communications) および通知についてその宛て先とすることができる登記営業所を常設しなければならない。

第87条 登記営業所の所在地の変更 (Change of address of registered office)⁽⁶⁾

(1) 会社は、登記官に対して通知を行うことによりその登記営業所の所在地を変更することができる。

(2) 登記営業所の所在地の変更は、前項の通知が登記官によって登記されることによりその効力を生ずる。ただし、当該通知が登記された日を始期とする14日の期間が満了するまでは、何人も、当該会社に対する一切の文書 (document) を従前の登記営業所の所在地に宛てて有効に送ることができる。

(3) 以下の各号に定める会社の義務に関して、登記営業所の所在地の変更について登記官に通知を行った会社は、当該通知が発せられた日の後14日以内であっても、当該会社の定める日から当該変更が生じたものとして行動することができる。

(a) 当該会社の登記営業所に一切の登録簿 (register)、インデックス (index) またはその他の文書を備え置き閲覧に供する義務、または、

(b) 一切の文書に当該会社の登記営業所の所在地を表示する義務

(4) 会社が、当該会社の登記営業所の所在地の変更を登記官に事前に通知することを実行することができない事情があったため、やむを得ず、第3項第a号に定めるいずれの義務をもその登記営業所において履行することができなくなった場合であっても、当該会社が次の各号に定める措置を講ずるときは、当該会社は、当該義務の遵守を怠ったものとみなされないものとする。

(a) 可及的速やかに他の場所において当該義務の履行を再開すること、および、

(b) 前号の措置を講じてから14日以内に当該会社の登記営業所の所在地の変更について登記官に通知を行うこと

(5) 本条は、1985年会社法第287条第1項をリステートするものである。

(6) 第87条第1項・第2項は、1985年会社法第287条第3項・第4項をリステートするものである。これに対し、第87条第3項は、1985年会社法第287条第5項に代わるものであって、登記営業所の変更通知を登記官に対して行った会社は所定の義務を遵守するために14日間の猶予期間がある旨を定める。また、第87条第4項は、1985年会社法第287条第6項を廃止し、会社の登記営業所の火災等の緊急事態に備えたものである。Palmer, *supra* note 4, at p. 125.

ウェールズ会社 (Welsh companies)

第88条 ウェールズ会社 (Welsh companies)

(1) 会社法において、「ウェールズ会社」(Welsh company)とは、登記簿上に当該会社の登記営業所がウェールズ内に置かれている旨の記載のある会社を意味する。

(2) 次の各号に定めるいずれの要件にも該当する会社は、特別決議をもって、登記簿を修正して、登記簿に当該会社の登記営業所がウェールズにある旨を記載するよう請求することができる⁽⁷⁾。

(a) 当該会社の登記営業所がウェールズに存在すること、および、

(b) 当該会社に関して、その登記営業所がイングランド・ウェールズに存在する旨が登記簿に記載されていること

(3) 次の各号に定めるいずれの要件にも該当する会社は、特別決議をもって、登記簿を修正して、登記簿に当該会社の登記営業所がイングランド・ウェールズにある旨を記載するよう請求することができる⁽⁸⁾。

(a) 当該会社の登記営業所がウェールズに存在すること、および、

(b) 当該会社に関して、その登記営業所がウェールズに存在する旨が登記簿に記載されていること

(4) 会社が本条に基づく特別決議を行うときは、登記官に通知を行わなければならない。登記官は次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(a) 当該通知に従って登記簿を修正すること、および、

(b) 前2項の事情に合致させるために変更された新しい設立証書 (certificate of incorporation) を発行すること。

[中村信男]

(7) 本項は、1985年会社法第2条第2項をリステートするものであり、ウェールズ会社の要件を充足するための手続きを定める。DTI, Explanatory Note to the Companies Act 2006, para. 191.

(8) 本項は、新設規定であり、ウェールズ会社である会社がウェールズ会社としての扱いを受けることを取りやめるための手続きを定める。DTI, *ibid*, para. 191. ウェールズ会社は、会社名称中の私会社を表す“limited”や、公開会社を表す“p. l. c.”を、それぞれウェールズ語の“cyfyngedig”と“c. c. c.”と表記することが認められるが、ウェールズ会社でなくなると、その恩典を利用することができなくなる。DTI, *ibid*, para. 192.

第24編 会社の年次届出書 (A COMPANY'S ANNUAL RETURN)

〔解 説〕

2006年会社法第24編の第854条ないし第858条は、1985年会社法第363条ないし第365条を踏襲する規定であり、会社が毎年度、会社登記官に提出しなければならない年次届出書について定めるものである。これらの諸規定は、公開会社であると私会社であるとを問わず、さらには、休眠会社（第1169条参照）であっても、すべての会社（第1条参照）に適用される。ただし、外国会社には適用されない⁽¹⁾。

2006年会社法第24編の原始規定は、当初2008年10月1日に施行される予定であったが、政府はこれを1年遅らせ2009年10月1日施行とし、修正を行った（第855条、第855A条、第856条、第856A条、および、第859条⁽²⁾）。

なお、英国会社登記所（Companies House）は、近年、電子提出に対応するためのシステムを整備し、年次届出書も e-mail により提出することが可能になっている。このシステムは、WebFiling と呼ばれる⁽³⁾。

〔条 文〕

第854条 年次届出書提出の義務（Duty to deliver annual returns）

- （1） 会社は、当該会社の届出日（return date）となることがある日より前の日までに作成された、連続した年次届出書を、登記官に提出しなければならない。
- （2） 会社の届出日は、（a）会社の成立日の応当日、または、（b）本編に従って提出された会社の最終の届出書が成立日の応当日と異なる日までに作成された場合は、その日をいう。
- （3） 届出書は、（a）本編の以下の規定に基づいて要求される情報を含まなければならない。さらに、（b）作成日から28日以内に、登記官に提出されなければならない。

第855条 年次届出書の内容：総則（Contents of annual return: general）

- （1） 年次届出書には、作成日を記載し、次の各号に掲げる情報を含まなければならない

-
- （1） David A. Bennett, *Palmer's Company Law: Annotated Guide to the Companies Act 2006*, 2nd ed. (2009), at p. 736.
 - （2） The Companies Act 2006 (Annual Return and Service Addresses) Regulations 2008 (SI 2008/3000).
 - （3） <http://www.companieshouse.gov.uk/>を参照。

ない。

- (a) 会社の登記営業所の住所
 - (b) 会社の種類および主要な事業活動
 - (c) 次に掲げる者についての所定の事項 (第855A 条参照)
 - (i) 会社の取締役、および、(ii) 秘書役を有する私会社または公開会社の場合には、秘書役または共同秘書役
 - (d) 会社の記録が、(第1136条に基づく規則に従って) 会社の登記営業所以外の場合に保管されている場合には、その場所の住所およびその記録
 - (f) 会社が、届出期間中に取引許可会社であったか否か
- (2) 会社の種類に関する情報は、本条の目的に関して規定された分類表を参照して提供されなければならない。
- (3) 会社の主要な事業活動についての情報は、事業活動を分類する所定のシステムのうち1つ以上の分類を参照して提供することができる。
- (4) 本編において、

「届出期間 (return period)」とは、年次届出書に関し、最終届出書の作成された日の翌日 (最初の届出の場合には、会社の成立) から始まり、当該届出書が作成される日を以て終了する期間をいい、

「取引許可会社 (traded company)」とは、全部または一部の株式が規制市場で取引することを認められる株式である会社を意味する (それゆえ、「非取引許可会社 (non-traded company)」とは、全部の株式が規制市場で取引することを認められない株式である会社を意味する)。

第855A 条 取締役および秘書役についての所定の事項 (Required particulars of directors and secretaries)

- (1) 第855条第1項第(c)号の目的に関して取締役についての所定の事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。
- (a) 取締役が自然人の場合、(本条第2項に従い) 第163条により要求される取締役に関する登録事項、および、
 - (b) 取締役が法人、または、適用法によって法人とされる企業の場合、第164条により要求される取締役に関する登録事項
- (2) 自然人である取締役の旧姓は、その者が届出期間中、事業上の目的のためにその旧姓により知られていた場合にのみ、年次届出書に関して所定の事項となる。
- (3) 第855条第1項第(c)号(ii)の目的に関して秘書役についての所定の事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。
- (a) 秘書役が自然人の場合、(本条第4項に従い) 第277条により要求される秘書役に関する登録事項、および、
 - (b) 秘書役が法人、または、適用法によって法人とされる企業の場合、第278条第1項により要求される秘書役に関する登録事項
- (4) 自然人である秘書役の旧姓は、その者が届出期間中、事業上の目的のためにその旧姓により知られていた場合にのみ、年次届出書に関して所定の事項となる。

(5) 企業におけるすべてのパートナーが共同秘書役である場合、所定の事項は、企業が法人であり、なおかつ、企業が秘書役として選任されていたなら要求されたであろう事項をいう。

第856条 年次届出書の内容：株式資本に関する情報 (Contents of annual return: information about capital)

(1) 株式資本を保有する会社の年次届出書には、資本に関する書類も含まなければならない。

(2) 資本に関する書類には、届出書作成日における会社の株式資本について、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (a) 会社の株式の総数
- (b) 前号に定める株式の額面総額
- (c) 株式の種類ごとに、(i) 株式に付される議決権、(ii) 当該種類株式の総数、および、(iii) 当該種類株式の額面総額、ならびに、
- (d) 各株式の払込金額、および、(未払込部分がある場合には) 未払込金額 (株式の額面額についてか、プレミアムを含めた発行価額についてかの別)

第856A条 年次届出書の内容：株主に関する情報：非取引許可会社 (Contents of annual return: information about shareholders: non-traded companies)

(1) 届出期間を通して非取引許可会社であった会社の年次届出書には、以下に掲げる情報も含まなければならない。

(2) 届出書には、届出期間中、会社の株主であったすべての者の (株主名簿上の) 名称を含まなければならない。届出書は、特定の者に関する届出を容易に検索できるようにするため、次の各号に掲げる要件を充足しなければならない。

- (a) 届出は、名称のアルファベット順に掲載されなければならない、また、
- (b) 届出書には、該当者の名称を容易に検索するのに十分な索引を添付しなければならない。

(3) 届出書には、次の各号に掲げる事項についても記載しなければならない。

- (a) 当該届出書の作成された日において、当期において株主であった者により保有されていた各種類の株式の数
- (b) 当該届出期間中のある時点において、当該会社の株主であった者により、または、その者に対して、当該期間中に譲渡された各種類の株式の数、および、
- (c) 前号の譲渡の名義書換の日

(4) 直近の2通の届出書のいずれかが、本条第2項および第3項により要求される事項につき十分に記載しているのであれば、当該届出書には、次の各号に掲げる事項に関する事項についてのみ記載する必要がある。

- (a) 当該届出期間中に、株主となった者、または、株主でなくなった者
- (b) 当該期間中に譲渡された株式

第856B条 年次届出書の内容：株主に関する情報：取引許可会社 (Contents of annual return: information about shareholders: traded companies)

(1) 届出期間中、取引許可会社であった会社の年次申告書には、以下に掲げる情報

も含まなければならない。

(2) 届出書には、届出期間中、会社のあらゆる種類の発行済株式を 5%以上保有していたすべての者の(株主名簿上の)名称および住所を含まなければならない。届出書は、特定の者に関する届出を容易に検索できるようにするため、次の各号に掲げる要件を充足しなければならない。

(a) 届出は、名称のアルファベット順に掲載されなければならない、また、

(b) 届出書には、該当者の名称を容易に検索するのに十分な索引を添付しなければならない。

(3) 届出書には、次の各号に掲げる事項についても記載しなければならない。

(a) 当該届出書が作成された日において、当期において、当該会社のあらゆる種類の発行済株式を 5%以上保有していた者によって保有されていた各種類の株式の数

(b) 当該届出期間中のある時点において、当該会社のあらゆる種類の発行済株式を 5%以上保有していた者により、または、その者に対して、当該届出期間中に譲渡された各種類の株式の数、および、

(c) 前号の譲渡の名義書換の日

(4) 直近の 2 通の届出書のいずれかが、本条第 2 項および第 3 項により要求される事項につき十分に記載しているのであれば、当該届出書には、次の各号に掲げる事項に関する事項についてのみ記載する必要がある。

(a) 当該届出期間中に、会社のあらゆる種類の発行済株式を 5%以上保有するようになった者、または、保有しなくなった者、および、

(b) 当該期間中に譲渡された株式

第857条 年次届出書の内容：規則により追加規定を制定する権限 (Contents of annual return: power to make further provision by regulations)

(1) 国務大臣は、規則により、会社の年次届出書において与えられる情報に関し、追加規定を制定することができる。

(2) 規則により、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(a) 第855条および第856条の規定の修正または廃止、および、

(b) 効力を有する第855条および第856条の定める要件の例外を規定すること

(3) 本条に基づく規則は、不採択決議手続きに服する。

第858条 年次届出書の提出にかかる懈怠 (Failure to deliver annual return)⁽⁴⁾

(1) 会社は、届出日から28日以内に、年次届出書を提出しない場合、次の各号に掲

(4) 第858条により、年次届出書を提出しない場合には刑事罰が科される可能性があり、しかも、電子提出システムの利用などの便宜を図っているにも拘わらず、企業は、必ずしも迅速に年次届出書を作成しているわけではないと言われているが、提出しないと登記官に通報されるため、結局は登録の抹消につながる可能性がある。P. L. Davies, Gower and Davies' Principles of Modern Company Law, 8th ed. (2008), at p. 752-3.

げる者が有罪となる。本項の適用について、影の取締役はこれを会社の役員とみなす。

(a) 当該会社、および、

(b) 第 4 項に従い、(i) 当該会社のすべての取締役、および、(ii) 秘書役を有する私会社または公開会社の場合、当該会社のすべての秘書役、ならびに、

(c) 当該会社の任務懈怠あるすべての他の役員

(2) 本条第 1 項に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル 5 を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル 5 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(3) 当該違反は、届出日までに作成された年次届出書が会社により登記官に提出される時点まで継続する。

(4) 本条第 1 項第 (b) 号に基づく犯罪により告訴された者が、自ら当該犯罪の実行またはその継続を回避するためにすべての合理的な手段を尽くしたことを証明することは、抗弁となる。

(5) 違反が継続する場合、本条第 1 項に基づき、当初の違反に関して有罪でなかったとしても、違反の継続に関して任務懈怠があるすべての会社役員もまた有罪となる。

本項に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル 5 の 10 分の 1 を超えない額に、当該違反が継続し、なおかつ、その者に懈怠がある日数を乗じた額の罰金を加算される。

[本間美奈子]

第41編 商号 (BUSINESS NAMES)

[解 説]

第41編の規定は、1985年商号法 (the Business Names Act 1985, c. 7) に代わるものである。登記される社名 (会社の名称) については、別に第 5 編が設けられているが、本編には、個人とパートナーシップを適用対象とするばかりでなく、連合王国において事業を行う全ての者に適用される規定が置かれている。広範な適用対象を有することの主な効果は、連合王国において事業を行う全ての外国会社を規制することであると説明される⁽¹⁾。これらに加えて、第1192条は、個人が氏、または、氏に名前またはそのイニシャルを追加して商号とする限り、規制の対象とならないことなどを定める。第1193条

(1) DTI, Explanatory notes on the Companies Act 2006 (2006), at para. 1524.

ないし第1196条には、政府や地方公共団体との関係を示唆するなど、疑義のある用語や表現の使用を禁ずる規定が置かれ、第1197条と第1198条は、法形態や事業の性質について誤解を与える商号の使用を禁止している。第2章（第1200条ないし第1206条）には、個人またはパートナーシップについて、事業上の文書等や事業所における氏名・住所の開示、開示懈怠に関する刑事上・民事上の効果を定める規定が置かれている。第3章（第1207条・第1208条）は補則であり、条文の適用関係、用語の意義等を定めている。

第41編は、2009年10月1日から施行されている。

〔条 文〕

第1章 制限または禁止される商号 (RESTRICTED OR PROHIBITED NAMES)

総則 (Introductory)

第1192条 本章の適用 (Application of this Chapter)

- (1) 本章は、連合王国において事業を行う者に適用される。
- (2) 本章の規定は、次の各号に掲げることを妨げるものではない。
 - (a) 個人が、許可される付加語を除いて語句を追加することなく、その氏によって構成される商号の下で事業を行うこと、または、
 - (b) 個人が、許可される付加語を除いて語句を追加することなく、全パートナーの氏によって構成される商号の下で、パートナーシップ形態で事業を行うこと
- (3) 許可される付加語とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 個人の場合に、その者の名、または、イニシャル、
 - (b) パートナーシップの場合に、(i) 個々のパートナーの名もしくはその名のイニシャル、または、(ii) 2以上の個々のパートナーが同一の氏を有するときに、当該氏の末尾における「s」の追加
 - (c) 第(a)号または第(b)号のいずれにおいても、当該事業の従前の事業主を継承して事業を営むことのみを示す付加語

疑義のある用語または表現 (Sensitive words or expressions)

第1193条 政府または公的機関との関係を示唆する名称 (Name suggesting connection with government or public authority)

- (1) 国務大臣の承認なしに、次の各号に掲げるものと当該事業との関係を伺わせる名称のもとで、連合王国において事業を行うことはできない。
 - (a) 連合王国政府、および、スコットランド行政府、ウェールズ地方政府 (the Welsh Assembly Government)、または、北アイルランドにおける政府の部局

- (b) 地方機関 (a local authority), または,
- (c) 本条の適用について国務大臣の作成する規則⁽²⁾により特定された公的機関
- (2) 本条の適用について, 「地方機関」とは, 次の各号に掲げるものをいい, 「公的機関 (public authority)」には公的性格の機能を果たす者または団体を含む。
- (a) 1972年地方政府法 (the Local Government Act 1972 (c. 70)) の意味における地方機関, ロンドン市議会 (the Common Council) またはシリー諸島議会
- (b) 1994年地方政府等 (スコットランド) に関する法律 (the Local Government etc. (Scotland) Act 1994 (c. 39)) 第2条の下で設置された地方議会
- (c) 北アイルランドの地方議会
- (3) 本条に基づく規則は, 議会の採択決議手続に服する。
- (4) 本条に違反する者は有罪となる。
- (5) 本条に基づく罪が法人によって犯されるときは, 当該法人の任務懈怠のある全ての役員も有罪となる。
- (6) 本条の下で有罪となる者は, 陪審によらない有罪判決により, 標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ, 違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第1194条 その他の疑義ある用語または表現 (Other sensitive words or expressions)

- (1) 国務大臣の承認なしに, 本条に基づき国務大臣が制定する規則⁽³⁾において当面の間特定される用語または表現を含む名称により, 連合王国において事業を行うことは禁止される。
- (2) 本条に基づく規則は, 追認手続 (approval after being made) に服する。
- (3) 本条に違反する者は有罪となる。
- (4) 本条に基づく罪が法人によって犯されるときは, 当該法人の任務懈怠のある全ての役員も有罪となる。
- (5) 本条の下で有罪となる者は, 陪審によらない有罪判決により, 標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ, 違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第1195条 政府部局またはその他の関連団体からの意見聴取 (Requirement to seek comments of government department or other specified body)

- (1) 国務大臣は, 次の各号に掲げる条文に基づく規則⁽⁴⁾により, 当該条文に定め
-
- (2) 本条項に基づき, the Company, Limited Liability Partnership and Business Names (Public Authorities) Regulations 2009 (SI 2009/2982) が, 制定されている。
 - (3) 本条項に基づき, the Company, Limited Liability Partnership and Business Names (Sensitive Words and Expressions) Regulations 2009 (SI 2009/2615) が制定されている。
 - (4) 前掲脚注2記載の規則において定められている。

る国務大臣の承認に対する申請について、申請人が特定の政府部局またはその他の団体の意見を聴取することを、要求することができる。

(a) 第1193条 (政府または公的機関との関係を示唆する名称), または,

(b) 第1194条 (その他の疑義ある用語または表現)

第1196条 国務大臣の承認の取消 (Withdrawal of Secretary of State's approval)

(1) 本条は、次の各号に掲げる条文において、与えられる承認に適用される。

(a) 第1193条 (政府または公的機関との関係を示唆する名称), または,

(b) 第1194条 (その他の疑義ある用語または表現)

(2) 国務大臣が、公益に対する配慮から承認を取り消すべきであると思量するときは、それが与えられた当該者に対する書面による通知によって、承認を取り消すことができる。

(3) 前項の通知には、承認が取り消される日を記載しなければならない。

誤導的な名称 (Misleading names)

第1197条 会社類型または法形態について不適切な示唆を含む商号 (Name containing inappropriate indications of company type or legal form)

(1) 国務大臣は、次の各号に掲げるような特定の用語、表現またはその他の文字等から成る商号により連合王国で事業を行うことを禁止する規則⁽⁵⁾*を制定することができる。

(a) 特定の会社類型もしくは組織形態と結びつく用語、表現またはその他の文字等、または,

(b) 特定の会社類型もしくは組織形態と結びつく用語、表現またはその他の文字等と類似する用語、表現またはその他の文字等

(2) 前項の規則は、次の各号に掲げるような用語、表現またはその他の文字等の使用を禁止することができる。

(a) 名称の特定の位置、または、特定の位置以外の位置

(b) 特定の他の用語、表現もしくはその他の文字等との結合、または、不結合

(3) 本条において「特定の」とは、本条に基づく規則で特定されることを意味する。

(4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

(5) 本条に基づく規則に違反する名称を使用する者は、有罪となる。

(6) 本条に基づく罪が法人によって犯されるときは、当該法人の任務懈怠のある全ての役員も有罪となる。

(7) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(5) 本条項に基づき、the Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009 (SI 2009/1085) が制定されている。

第1198条 事業について誤解を与える商号 (Name giving misleading indication of activities)

- (1) 何人も、事業の性質について誤解を与え公衆に害を及ぼすおそれがあると認められる商号により、連合王国内で事業活動を行うことはできない。
- (2) 本条に違反する商号を使用する者は、有罪となる。
- (3) 本条に基づく罪が法人によって犯されるときは、当該法人の任務懈怠のある全ての役員も有罪となる。
- (4) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

補則 (Supplementary)

第1199条 既存の適法な商号に関する適用除外 (Savings for existing lawful business names)

- (1) 本条は、第1192条ないし第1196条(疑義のある用語または表現)、および、第1197条(会社の類型または法形態について不適切な示唆を含む名称)に適用される。
- (2) 前項に掲げる条文は、次の各号に掲げる者による事業の遂行には、適用されない。
 - (a) 本章の施行期日の直前に当該事業を営む者で、かつ、
 - (b) 前号の期日の直前に適法な商号であった名称で、当該事業を営み続ける者
- (3) 第1項に掲げる条文は、次の各号に掲げる場合に、当該商号により営まれる当該事業には、当該譲渡の期日から12ヶ月の期間内は適用されない。
 - (a) 事業が、本章の施行期日以降に譲渡される場合で、かつ、
 - (b) 譲受人が、当該譲渡の直前に適法な商号であった名称の下で当該事業を遂行する場合
- (4) 本条において「適法な商号」とは、事業に関して、次の各号に掲げる法律に違反することなく当該事業を遂行できる名称を意味する。
 - (a) 1985年商号法 (the Business Names Act 1985 (c. 7)) 第2条第1項もしくは1986年商号 (北アイルランド) 令 (the Business Names (North Ireland) Order 1986 (SI 1986/1033 N. I. 7)) 第4条第1項、または
 - (b) 本章施行後における本章の諸規定

第2章 個人またはパートナーシップに関する開示

**(DISCLOSURE REQUIRED IN CASE OF
INDIVIDUAL OR PARTNERSHIP)**

総則 (Introductory)

第1200条 本章の適用 (application of this Chapter)

- (1) 本章は、連合王国において商号によって事業を営む個人またはパートナーシ

プに適用される。本章において「本章の適用対象者」とは、前述の意味における個人またはパートナーシップをいう。

- (2) 本章において「商号」とは、次の各号に掲げる名称以外の名称をいう。
 - (a) 個人については、許容される付加語以外の付加語を伴わない、その者の氏
 - (b) パートナーシップについては、許容される付加語以外の付加語を伴わない、
 - (i) 個人である全てのパートナーの氏、および、(ii) 法人である全てのパートナーの法人名
- (3) 許容される付加語とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 個人については、名またはイニシャル
 - (b) パートナーシップについては、(i) 個人であるパートナーの名もしくは名のイニシャル、または、(ii) 複数の個人であるパートナーが同一の氏を有する場合には、氏の末尾における「s」の付加
 - (c) 第(a)号または第(b)号のいずれの場合にも、当該事業が当該事業の従前の所有者を承継して営まれていることのみを示す付加語

第1201条 開示を要する情報 (Information required to be disclosed)⁽⁶⁾

- (1) 本章により要求される情報とは、次の各号に掲げるもの、および氏名を開示する各人について、事業に関する文書の送達先として有効な住所である。
 - (a) 個人については、当該個人の氏名
 - (b) パートナーシップについては、当該パートナーシップの各構成員の氏名・名称
- (2) 個人またはパートナーシップが連合王国内に事業上の拠点を有するときは、前項の住所は連合王国内のものでなければならない。
- (3) 個人またはパートナーシップが連合王国内に事業上の拠点を有さないときは、第1項の住所は、物理的な配達によって文書が送達でき、送達を受領書を得ることにより文書の送達が記録できる住所でなければならない。

開示要件 (Disclosure requirements)

第1202条 要求される開示：事業上の文書等 (Disclosure required: business documents etc)

- (1) 本章の適用対象者は、本章により要求される情報を、次の各号に掲げるものの全てに読みやすく記載しなければならない。ただし、第1203条（大規模パートナーシップの適用免除）が適用される場合を除く。
 - (a) ビジネス・レター
 - (b) 事業に関して供給または提供される商品または役務の注文書
 - (c) 事業の過程で発行される送り状および受領書、および、
 - (d) 事業の過程で生ずる債務の支払いを請求する書面

(6) 本条は、the Companies Act 2006 (Substitution of Section 1201) Regulations 2009 (SI 2009/3128) によって、改正されている。

(2) 本章の適用対象者は、事業の過程における行為または交渉の相手方に対して、その者が要求するときは、本章により要求される情報を速やかに書面により通知することを確保しなければならない。

(3) 国務大臣は、前項の通知が特定の様式でなされることを規則によって要求することができる。

(4) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

第1203条 所定の条件を満たす大規模パートナーシップの適用免除 (Exemption for large partnerships if certain conditions met)

(1) 第1202条第1項(事業上の文書における開示)は、以下に定める条件を満たす場合には、20名を超える者から成るパートナーシップの発する文書には適用されない。

(2) 前項にいう条件とは、次の各号に掲げるものである。

(a) 当該パートナーシップが、主たる事業所に全パートナーの名簿を備えること、

(b) 文章中または署名を除いて、パートナーの氏名を文書に表示しないこと、および、

(c) 当該文書に、パートナーシップの主たる事業所の所在地とパートナーの名簿がそこで閲覧できる旨が、読みやすく記載されていること

(3) パートナーシップが本条の適用のためにパートナーの名簿を備え置くときは、何人も、営業時間内であればいつでもその名簿を閲覧することができる。

(4) 本条に基づく閲覧請求が拒絶されるときは、合理的拒絶事由なしに拒絶または拒絶することを許可したパートナーシップの構成員が有罪となる。

(5) 前項により有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第1204条 要求される開示：事業所 (Disclosure required: business premises)

(1) 本章の適用対象者は、次の各号に該当する建物の目に付く場所に、本章により要求される情報を含む掲示を掲げなければならない。

(a) 事業を営む場所であり、かつ、

(b) 事業上の顧客または商品もしくは役務の提供者が近づくことのできる場所

(2) 国務大臣は、前項の掲示が特定の様式でなされることを規則によって要求することができる。

(3) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。

開示懈怠に関する効果 (Consequences of failure to make required disclosure)

第1205条 開示懈怠に関する刑事上の効果 (Criminal consequences of failure to make required disclosure)

(1) 合理的な理由なしに、第1202条(要求される開示：事業上の文書等)または第1204条(要求される開示：事業所)の要件の遵守を怠る者は、有罪となる。

(2) 本条に基づく罪が法人によって犯されるときは、当該法人の任務懈怠のある全

ての役員も有罪となる。

(3) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金を科せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(4) 本条において第1202条または第1204条の要件には、当該条文に基づく規則の要件を含む。

第1206条 開示の懈怠に関する民事上の効果 (Civil consequences of failure to make required disclosure)

(1) 本条は、本条の適用対象者が、事業の過程で締結した契約から生ずる権利を行使するために、契約締結の時点で、第1202条第1項もしくは第2項(事業上の文書等における開示)または第1204条第1項(事業所における開示)に違反したことに關して、提起した法的手続に適用される。

(2) 前項にいう法的手続は、当該手続の被告が次の各号に掲げることを立証するとき、却下されるものとする。ただし、当該法的手続の係属する裁判所が、当該手続の継続を許可することが正当かつ衡平であると認める場合は、この限りでない。

(a) 被告が、原告に対して、原告による本章の要件の違反の故に当該契約の履行を請求することができない旨の主張を有すること、または

(b) 被告が、原告による当該要件の違反を理由に当該契約に関して金銭的損害を被っていること

(3) 本条において本章の要件とは、本章に基づく規則の要件を含む。

(4) 本条は、他の者に対して有する権利を行使するために提起した手続において、その者の権利に影響を与えるものではない。

第3章 補則 (SUPPLEMENTARY)

第1207条 罪に関する一般条項の適用 (Application of general provisions about offences)

第1121条ないし第1123条(懈怠による罪の責任)および第1125条ないし第1131条(罪に関する一般条項)の規定は、会社法に基づく罪に関するものと同様に、本編に基づく罪に関して適用される。

第1208条 解釈 (Interpretation)

本編において、「事業」には専門職を含み、「イニシャル」には名称の認められた省略形を含み、「氏 (surname)」とは、名字とは異なる英国の称号により通常知られる貴族その他の者との関係ではその称号を意味し、また、「パートナーシップ」とは、次の各号に掲げるものを意味する。

(a) 1890年パートナーシップ法 (the Partnership Act 1890 (c. 39)) におけるパートナーシップ、または

(b) 1907年リミテッド・パートナーシップ法 (the Limited Partnerships Act 1907 (c. 24)) に基づき登記されたりリミテッド・パートナーシップ、または、連

合王国外の国または領域の法律に基づいて創設された同様の性格を有する存在

〔川島いづみ〕